

緊急時における生徒の登下校について

【通常日課(6・7限)の場合】

1. 午前7時に暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が発令されている場合
 - (1)生徒は、自宅待機とする。
 - (2)午前11時までに、暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が解除された場合は、登校すること。(解除後であっても、安全確保を最優先に考え、自身で危険と判断された場合は、自宅待機とする。)
但し、スクールバス利用者については、「すぐーる」にて運行時間等の連絡をするので、その連絡があるまで自宅待機とする。
 - (3)午前11時においても、暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が解除されない場合は、休校とする。

2. その他
 - (1)公共交通機関が不通の場合、午前7時までに、学校としての方針を「すぐーる」で連絡する。(安全確保を最優先に考え、学校からの「すぐーる」が届くまで、自宅待機とすること。)
 - (2)警報が発表されていない状況や、公共交通機関が不通でない状況でも、安全確保を最優先に考え、危険であると自身で判断した場合は、決して登校することなく、自宅待機とすること。(但し、その際は学校に自宅待機している旨を連絡すること。)

【午前日課、考査等の場合】

1. 午前7時に暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が発令されている場合
→当日の行事、考査や課外等は中止し、休校とする。

2. 警報が午前7時までに解除された場合
→予定どおり、行事、考査や課外等を実施するので、平常通りに登校すること。
(解除後であっても、安全確保を最優先に考え、自身で危険と判断された場合は、自宅待機とする。)